

広島県選挙管理委員会告示第四十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、世羅町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十三年六月二十日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	指定年月日
世羅町宇津戸体育館	世羅郡世羅町大字宇津戸一四三三番地二	平成二十三年六月二日
世羅町伊尾体育館	世羅郡世羅町大字伊尾一九六九番地一	平成二十三年六月二日
世羅町東体育館	世羅郡世羅町大字別迫七〇〇番地	平成二十三年六月二日
世羅町西大田体育館	世羅郡世羅町大字賀茂三二四二番地	平成二十三年六月二日
世羅町大見体育館	世羅郡世羅町大字安田四五番地一	平成二十三年六月二日
世羅町津久志体育館	世羅郡世羅町大字黒淵三番地二	平成二十三年六月二日
世羅町黒川体育館	世羅郡世羅町大字黒川二五六九番地一	平成二十三年六月二日
世羅町山福田体育館	世羅郡世羅町大字山中福田一八二二番地二	平成二十三年六月二日